

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年3月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500623号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500118号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の賞与支払年月日を平成21年3月31日とし、標準賞与額を21万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年3月

年金事務所から、A社に勤務していた期間の賞与記録の確認を求める文書が届いた。

私は請求期間の明細書を保管しており、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、請求期間の賞与記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、21万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払日については、A社の複数の同僚から提出された預金通帳の振込日から、平成21年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る賞与の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500488号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500116号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年3月
② 平成21年3月

年金事務所から、A社に勤務していた期間の賞与記録の確認を求める文書が届いた。

私は明細書等を保管していないが、賞与の支給があったように記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、A社は、請求期間①及び②当時の資料を保管しておらず、同社が請求者に対して当該各期間に係る賞与を支払い、当該各賞与から厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるB市から提出された請求者に係る平成20年分及び平成21年分の給与支払報告書からは、請求者の当該各期間に係る賞与の支払額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500525号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500117号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年3月
② 平成21年3月

年金事務所から、A社に勤務していた期間の賞与記録の確認を求める文書が届いた。

私は明細書等を保管していないが、賞与の支給があったように記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、A社は、請求期間①及び②当時の資料を保管しておらず、同社が請求者に対して当該各期間に係る賞与を支払い、当該各賞与から厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

また、請求期間①における住所地を管轄するB市税事務所から提出された請求者に係る平成20年分の給与支払報告書からは、請求者の当該期間に係る賞与の支払額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない上、請求期間②における住所地を管轄するC市税事務所は、平成21年に係る課税資料は保存年限経過のため資料はない旨回答している。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500537号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500115号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和4年12月13日

請求期間において、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社が、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、A社から提出された請求者に係る貸金台帳(令和4年賞与)によると、請求期間において、請求者は、同社から23万9,000円の賞与を支給されているものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された請求者に係る令和5年度市民税・住民税・森林環境税に関する回答書における社会保険料の金額から請求期間当時において、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。